

令和6年6月 3日開会

令和6年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和6年6月定例会議議案

(2)

## 議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第5号	令和6年度宮古市一般会計補正予算（第4号）
議案第6号	令和6年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
議案第7号	令和6年度宮古市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第8号	令和6年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第9号	宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号	宮古市市税条例の一部を改正する条例
議案第11号	宮古市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
議案第12号	宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第13号	宮古市手数料条例の一部を改正する条例
議案第14号	宮古市教育振興基本対策審議会条例の一部を改正する条例
議案第15号	財産の取得に関し議決を求めることについて

議案第5号

令和6年度宮古市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度宮古市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ452,593千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,903,753千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月3日提出

宮古市長 山本正徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 1 歳 入

会 計	一般会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		5,595,724	359,854	5,955,578
	2 国庫補助金	2,949,169	359,854	3,309,023
16 県支出金		1,909,765	71,816	1,981,581
	2 県補助金	629,639	71,816	701,455
19 繰入金		3,429,325	70,977	3,358,348
	1 基金繰入金	3,429,325	70,977	3,358,348
21 諸収入		539,705	95,200	634,905
	4 雑入	180,095	95,200	275,295
22 市債		3,585,800	3,300	3,582,500
	1 市債	3,585,800	3,300	3,582,500
補正されなかった款項にかかる額		21,390,841		21,390,841
** 歳 入 合 計 **		36,451,160	452,593	36,903,753

### 2 歳 出

会 計	一般会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		6,688,202	7,582	6,695,784
	1 総務管理費	6,020,956	2,623	6,023,579
	3 戸籍住民基本台帳費	296,558	4,959	301,517
3 民生費		9,665,171	10,082	9,675,253
	1 社会福祉費	5,336,325	6,209	5,342,534
	2 児童福祉費	3,080,938	3,873	3,084,811
4 衛生費		3,980,954	353,628	4,334,582
	1 保健衛生費	2,737,287	353,628	3,090,915
6 農林水産業費		1,808,586	54,159	1,862,745
	3 水産業費	849,997	54,159	904,156
9 消防費		1,921,653	5,166	1,926,819
	1 消防費	1,921,653	5,166	1,926,819
10 教育費		3,743,392	21,976	3,765,368
	1 教育総務費	580,035	16,416	596,451
	2 小学校費	699,135	600	699,735
	3 中学校費	544,524	450	544,974
	5 保健体育費	982,919	4,510	987,429
補正されなかった款項にかかる額		8,643,202		8,643,202
** 歳 出 合 計 **		36,451,160	452,593	36,903,753

第2表 債務負担行為補正  
変更

事 項		期 間	限 度 額
奨学資金貸付金	変更前	令和7年度から 令和10年度まで	限度額 307,580千円
	変更後	令和7年度から 令和10年度まで	限度額 413,180千円
市民文化会館大ホール天井改修工事監理業務委託料	変更前	令和7年度	限度額 13,100千円
	変更後	令和7年度	限度額 15,100千円
市民文化会館大ホール天井改修工事費	変更前	令和7年度	限度額 211,100千円
	変更後	令和7年度	限度額 229,400千円

第3表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
過疎対策事業	2,162,400	△ 3,300	2,159,100	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 と協定するところによ る。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
補正されなかった 地方債の額	1,423,400		1,423,400			
計	3,585,800	△ 3,300	3,582,500			



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	一般会計 15 国庫支出金 2 国庫補助金	目	補正前の額	補正額	計
		1 総務費国庫補助金	188,255	155,573	343,828
		3 衛生費国庫補助金	1,404,439	210,780	1,615,219
		4 農林水産業費国庫補助金	9,742	9,742	
		6 教育費国庫補助金	115,072	3,243	118,315
		*** 計 ***	2,949,169	359,854	3,309,023

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 2 県補助金	目	補正前の額	補正額	計
		1 総務費県補助金	29,342	17,657	46,999
		5 農林水産業費県補助金	276,786	54,159	330,945
		*** 計 ***	629,639	71,816	701,455

会計 款 項	一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金	目	補正前の額	補正額	計
		1 財政調整基金繰入金	987,655	68,343	1,055,998
		7 教育振興基金繰入金	14,583	917	13,666
		10 東日本大震災復興基金繰入金	1,015,463	170,035	845,428
		12 奨学基金繰入金	133,412	16,380	149,792
		14 公共施設等総合管理基金繰入金	139,210	4,510	143,720
		16 豊かな森を育む基金繰入金	10,950	9,742	20,692
		17 まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金		1,000	1,000
		*** 計 ***	3,429,325	70,977	3,358,348

会計 款 項	一般会計 21 諸収入 4 雑入	目	補正前の額	補正額	計
		5 雑入	180,091	95,200	275,291
		*** 計 ***	180,095	95,200	275,295

節		金額	説明	
区分				
7	デジタル田園都市国家構想交付金	155,573	デジタル田園都市国家構想交付金	155,573
4	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	210,780	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	210,780
1	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業	9,742	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助金	9,742
8	社会体育施設整備	3,243	学校施設環境改善交付金	3,243

節		金額	説明	
区分				
10	地域経営推進費	17,657	地域経営推進費	17,657
23	水産業競争力強化緊急施設整備	54,159	水産業競争力強化緊急施設整備事業	54,159

節		金額	説明	
区分				
1	財政調整基金繰入金	68,343	財政調整基金繰入金	68,343
1	教育振興基金繰入金	917	教育振興基金繰入金	917
1	東日本大震災復興基金繰入金	170,035	東日本大震災復興基金繰入金	170,035
1	奨学基金繰入金	16,380	奨学基金繰入金	16,380
1	公共施設等総合管理基金繰入金	4,510	公共施設等総合管理基金繰入金	4,510
1	豊かな森を育む基金繰入金	9,742	豊かな森を育む基金繰入金	9,742
1	まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金	1,000	まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金	1,000

節		金額	説明	
区分				
11	雑入	95,200	コミュニティ助成事業助成金	3,600
			新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金	91,300
			ウォーターフロント振興支援事業助成金	300

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 22 市債 1 市債	補正前の額	補 正 額	計
8 教育債		605,100	3,300	601,800
	** 計 **	3,585,800	3,300	3,582,500

節		金額	説明
区	分		
2	社会教育施設	3,300	社会教育施設整備事業債 3,300

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		3 財政管理費	73,471	223	73,694				
		9 地域振興費	1,286,054	2,400	1,288,454				2,400
		11 総合事務所費	1,046,351		1,046,351	154,352			154,352
		** 計 **	6,020,956	2,623	6,023,579	154,352			151,952

会計 款 項	一般会計 2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 戸籍住民基本台帳費	296,558	4,959	301,517				
		** 計 **	296,558	4,959	301,517				

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		5 老人福祉費	1,281,242	74	1,281,316				
		6 医療給付費	1,847,466	6,135	1,853,601				
		** 計 **	5,336,325	6,209	5,342,534				

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 児童福祉総務費	198,675	3,873	202,548				
		** 計 **	3,080,938	3,873	3,084,811				

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 1 保健衛生費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 保健衛生総務費	644,750		644,750	212			
		2 予防費	199,933	142,848	342,781				91,300
		5 診療所費	49,694		49,694	42			
		7 エネルギー推進費	1,398,259	210,780	1,609,039	210,780			
		** 計 **	2,737,287	353,628	3,090,915	211,034			91,300

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
223	12 委託料	223	財務会計システム改修等委託料 223
	18 負担金補助及び交付金	2,400	コミュニティ助成事業助成金 2,400 (財源補正)
223			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
4,959	12 委託料	4,959	住民情報システム改修等委託料 4,959
4,959			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
74	27 繰出金	74	介護保険事業特別会計繰出金 74
6,135	18 負担金補助及び交付金	2,243	後期高齢者医療広域連合負担金 2,243
	27 繰出金	3,892	国民健康保険事業勘定特別会計繰出金 1,232 後期高齢者医療特別会計繰出金 2,660
6,209			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
3,873	1 報酬	219	子ども・子育て会議委員報酬 219
	12 委託料	3,654	第三期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料 3,654
3,873			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
212			(財源補正)
51,548	10 需用費	798	印刷製本費 798
	12 委託料	141,900	新型コロナウイルス感染症予防接種業務委託料 141,900
	18 負担金補助及び交付金	150	新型コロナウイルス感染症予防接種費用助成金 150
42			(財源補正)
	18 負担金補助及び交付金	210,780	宮古新電力再エネ100%電気供給促進補助金 182,700 再エネ100%電気供給促進補助金 28,080
51,294			

## 2 歳 出

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 3 水産業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 水産業振興費	165,647	54,159	219,806		57,092		2,933
		** 計 **	849,997	54,159	904,156		57,092		2,933

会計 款 項	一般会計 7 商工費 1 商工費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 商工振興費	644,573		644,573		510		
		3 観光費	635,486		635,486	9,742	3,333		7,742
		** 計 **	1,358,935		1,358,935	9,742	3,843		7,742

会計 款 項	一般会計 8 土木費 4 港湾費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 港湾費	128,233		128,233		10,450		10,450
		** 計 **	128,233		128,233		10,450		10,450

会計 款 項	一般会計 9 消防費 1 消防費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		4 防災費	296,284	5,166	301,450				1,200
		** 計 **	1,921,653	5,166	1,926,819				1,200

会計 款 項	一般会計 10 教育費 1 教育総務費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 事務局費	361,059	16,416	377,475				16,380
		** 計 **	580,035	16,416	596,451				16,380

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	54,159	浜の活力再生施設整備事業費補助金 54,159

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
510			(財源補正)
1,333			(財源補正)
1,843			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
			(財源補正)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
3,966	8 旅費	3,456	普通旅費 3,456
	10 需用費	510	燃料費 510
	18 負担金補助及び交付金	1,200	コミュニティ助成事業助成金 1,200
3,966			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
36	1 報酬	36	教育振興基本対策審議会委員報酬 36
	20 貸付金	16,380	奨学資金貸付金 16,380
36			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 10 教育費 2 小学校費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 学校管理費	449,643	600	450,243				600
		2 教育振興費	249,492		249,492	409			409
		** 計 **	699,135	600	699,735	409			191

会計 款 項	一般会計 10 教育費 3 中学校費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 学校管理費	371,770	450	372,220				450
		2 教育振興費	172,754		172,754	558			558
		** 計 **	544,524	450	544,974	558			108

会計 款 項	一般会計 10 教育費 4 社会教育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		5 文化振興費	268,632		268,632		431		
		** 計 **	936,779		936,779		431		

会計 款 項	一般会計 10 教育費 5 保健体育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 体育施設費	357,610	4,510	362,120	3,243		3,300	4,510
		** 計 **	982,919	4,510	987,429	3,243		3,300	4,510

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	10 需用費	600	消耗品費 (財源補正)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	10 需用費	450	消耗品費 (財源補正)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
431			(財源補正)
431			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
57	10 需用費	4,510	修繕料
57			

付 表 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変 更

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			
						国 県 支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(令和6年度) 奨学資金貸付金	変更前 限度額 307,580	令和年度		令和年度	7～10 307,580				307,580
	変更後 限度額 413,180			7～10	413,180				413,180
(令和6年度) 市民文化会館大 ホール天井改修 工事監理業務委 託料	変更前 限度額 13,100			7	13,100	4,361	8,700		39
	変更後 限度額 15,100			7	15,100	5,033	10,000		67
(令和6年度) 市民文化会館大 ホール天井改修 工事費	変更前 限度額 211,100			7	211,100	24,275	186,800		25
	変更後 限度額 229,400			7	229,400	26,381	203,000		19

付 表

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込	当 該 年 度 中 増 減 見 込						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
			補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
1. 普 通 債	31,234,018	31,345,363	3,509,600	△ 3,300	3,506,300	2,769,112		2,769,112	32,082,551
(10) 過 疎 対 策 事 業 債	13,571,965	14,767,380	2,162,400	△ 3,300	2,159,100	1,209,755		1,209,755	15,716,725
補正されなかった 区 分 に 係 る 額	13,343,560	12,027,325	76,200		76,200	1,254,760		1,254,760	10,848,765
合 計	44,577,578	43,372,688	3,585,800	△ 3,300	3,582,500	4,023,872		4,023,872	42,931,316
※うち合併特例債	9,273,721	8,540,445				616,576		616,576	7,923,869



議案第6号

令和6年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

令和6年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,783千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,505,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月3日提出

宮古市長 山本正徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 1 歳 入

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰入金		571,593	4,783	576,376
	1 他会計繰入金	571,334	1,232	572,566
	2 基金繰入金	259	3,551	3,810
補正されなかった款項にかかる額		4,928,960		4,928,960
** 歳 入 合 計 **		5,500,553	4,783	5,505,336

### 2 歳 出

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		112,309	1,232	113,541
	1 総務管理費	74,125	1,232	75,357
3 国民健康保険事業費納付金		1,232,593	3,551	1,236,144
	1 医療給付費分納付金	792,424	8,829	801,253
	2 後期高齢者支援金等分納付金	325,971	2,200	323,771
	3 介護納付金分納付金	114,198	3,078	111,120
補正されなかった款項にかかる額		4,155,651		4,155,651
** 歳 出 合 計 **		5,500,553	4,783	5,505,336



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 5 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
1	一般会計繰入金	571,334	1,232	572,566
	** 計 **	571,334	1,232	572,566

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 5 繰入金 2 基金繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
1	財政調整基金繰入金	259	3,551	3,810
	** 計 **	259	3,551	3,810

節		金額	説明
区	分		
1	一般会計繰入金	1,232	一般会計繰入金 1,232

節		金額	説明
区	分		
1	財政調整基金繰入金	3,551	財政調整基金繰入金 3,551

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 1 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般管理費	65,930	1,232	67,162				1,232
		** 計 **	74,125	1,232	75,357				1,232

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 国民健康保険事業費納付金 1 医療給付費分納付金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般被保険者医療給付費分納付金	792,423	8,829	801,252				8,829
		** 計 **	792,424	8,829	801,253				8,829

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 国民健康保険事業費納付金 2 後期高齢者支援金等分納付金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	325,970	2,200	323,770				2,200
		** 計 **	325,971	2,200	323,771				2,200

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 国民健康保険事業費納付金 3 介護納付金分納付金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 介護納付金分納付金	114,198	3,078	111,120				3,078
		** 計 **	114,198	3,078	111,120				3,078

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	11 役務費	1,232	通信運搬費 1,232

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	8,829	一般被保険者医療給付費分納付金 8,829

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	2,200	一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 2,200

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	3,078	介護納付金分納付金 3,078



議案第7号

令和6年度宮古市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度宮古市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ795,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月3日提出

宮古市長 山本正徳

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 1 歳入

会 計	後期高齢者医療特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		229,549	2,660	232,209
	1 他会計繰入金	229,549	2,660	232,209
補正されなかった款項にかかる額		563,391		563,391
** 歳入合計 **		792,940	2,660	795,600

### 2 歳出

会 計	後期高齢者医療特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		11,169	2,660	13,829
	1 総務管理費	11,169	2,660	13,829
補正されなかった款項にかかる額		781,771		781,771
** 歳出合計 **		792,940	2,660	795,600



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項		後期高齢者医療特別会計 3 繰入金 1 他会計繰入金				
目		補正前の額	補正額	計		
1 一般会計繰入金		229,549	2,660	232,209		
** 計 **		229,549	2,660	232,209		

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項		後期高齢者医療特別会計 1 総務費 1 総務管理費		補正額の財源				
目		補正前の額	補正額	計	特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 一般管理費		11,169	2,660	13,829				2,660
** 計 **		11,169	2,660	13,829				2,660

(単位・千円)

節		金額	説明
区	分		
1	一般会計繰入金	2,660	事務費繰入 2,660

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説明
	区 分	金 額	
	11 役務費	1,901	通信運搬費 1,901
	12 委託料	759	庁内ネットワーク設定変更業務委託料 759



議案第 8 号

令和 6 年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 8 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 4 1 3, 9 2 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 3 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 1 歳入

会 計	介護保険事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	介護保険料	1,132,764	87	1,132,851
	1 介護保険料	1,132,764	87	1,132,851
4	国庫支出金	1,567,712	146	1,567,858
	2 国庫補助金	519,157	146	519,303
6	県支出金	870,995	73	871,068
	2 県補助金	50,615	73	50,688
8	繰入金	1,260,478	74	1,260,552
	1 他会計繰入金	1,020,158	74	1,020,232
補正されなかった款項にかかる額		1,581,599		1,581,599
** 歳入合計 **		6,413,548	380	6,413,928

### 2 歳出

会 計	介護保険事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4	地域支援事業費	323,720	380	324,100
	2 包括的支援事業・任意事業費	218,251	380	218,631
補正されなかった款項にかかる額		6,089,828		6,089,828
** 歳出合計 **		6,413,548	380	6,413,928



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	介護保険事業特別会計 1 介護保険料 1 介護保険料			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 第1号被保険者保険料	1,132,764	87	1,132,851
	** 計 **	1,132,764	87	1,132,851

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 国庫支出金 2 国庫補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	2 地域支援事業交付金	97,291	146	97,437
	** 計 **	519,157	146	519,303

会計 款 項	介護保険事業特別会計 6 県支出金 2 県補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 地域支援事業交付金	50,615	73	50,688
	** 計 **	50,615	73	50,688

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	1,020,158	74	1,020,232
	** 計 **	1,020,158	74	1,020,232

節		金額	説明	
区分				
1	現年度特別徴収分	87	現年度分	87

節		金額	説明	
区分				
2	包括的支援・任意事業	146	現年度分	146

節		金額	説明	
区分				
2	包括的支援・任意事業	73	現年度分	73

節		金額	説明	
区分				
1	一般会計繰入金	74	一般会計繰入金	74

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 地域支援事業費 2 包括的支援事業・任意事業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特定財源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1	包括的支援事業費	205,463	380	205,843	146	73		74
	** 計 **	218,251	380	218,631	146	73		74

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
87	12 委託料	380	地域包括支援センター対応システム改修業務委託料
87			380

議案第 9 号

宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保健業務手当) 第 15 条 保健業務手当は、保健又は予防業務に従事する保健師、 <u>助産師</u> 、看護師及び准看護師（第 6 条に規定する社会福祉施設に勤務する者を除く。）に対して支給する。 2 [略]	(保健業務手当) 第 15 条 保健業務手当は、保健又は予防業務に従事する保健師、看護師及び准看護師（第 6 条に規定する社会福祉施設に勤務する者を除く。）に対して支給する。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮古市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

保健業務手当を支給する職種として助産師を加えようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

宮古市市税条例の一部を改正する条例

宮古市市税条例（平成17年宮古市条例第76号）の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
1	<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 〔略〕</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明</u></p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 〔略〕</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

	<p>らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
2	<p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2、第12号又は第16号の固定資産（同号の固定資産にあっては、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証</p>	<p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2、第12号又は第16号の固定資産（同号の固定資産にあっては、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証</p>

	<p>明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p>	<p>明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p>
3	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、岩手県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの</p> <p>(3) <u>所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうち岩手県知事又は岩手県教育委員会の所管に属する公益信託に係るもの</u></p> <p>2 〔略〕</p> <p>附 則</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、岩手県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの</p> <p>(3) <u>岩手県知事又は岩手県教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p>2 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p><u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は</u></p>

遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3  
で定めるところにより、これに同項に規定する財産  
(同法第40条第6項から第11項までの規定によ  
り特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)  
に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の  
金額に係る市民税の所得割を課する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 表の2の項の改正部分 令和7年4月1日

(2) 表の3の項の改正部分及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における表の3の項の改正部分による改正後の宮古市市税条例第34条の7第1項第2号の規定の適用については、同号中「所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金」とあるのは、「所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

令和6年6月3日提出

宮古市長 山 本 正 徳

### 理由

市民税等の職権による減免を可能とするとともに、地方税法及び所得税法の改正に伴う所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 1 号

宮古市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

宮古市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年宮古市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(個人番号の利用範囲等) 第 3 条 〔略〕 2 〔略〕 3 市長又は教育委員会は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で、 <u>利用特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該利用特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 〔略〕	(個人番号の利用範囲等) 第 3 条 〔略〕 2 〔略〕 3 市長又は教育委員会は、 <u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度で、 <u>同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 2 号

宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年宮古市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第 2 9 条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児 おおむね <u>1 5 人</u> につき 1 人</p> <p>(4) 満 4 歳以上の幼児 おおむね <u>2 5 人</u> につき 1 人</p> <p>3 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第 3 1 条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児 おおむね <u>1 5 人</u> につき 1 人</p> <p>(4) 満 4 歳以上の幼児 おおむね <u>2 5 人</u> につき 1 人</p> <p>3 [略]</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所に置く職員)</p> <p>第 4 4 条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき 2 人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児 おおむね <u>1 5 人</u> につき 1 人</p> <p>(4) 満 4 歳以上の幼児 おおむね <u>2 5 人</u> につき 1 人</p> <p>3 [略]</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所に置く職員)</p> <p>第 4 7 条 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第 2 9 条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児 おおむね <u>2 0 人</u> につき 1 人</p> <p>(4) 満 4 歳以上の幼児 おおむね <u>3 0 人</u> につき 1 人</p> <p>3 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第 3 1 条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児 おおむね <u>2 0 人</u> につき 1 人</p> <p>(4) 満 4 歳以上の幼児 おおむね <u>3 0 人</u> につき 1 人</p> <p>3 [略]</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所に置く職員)</p> <p>第 4 4 条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき 2 人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児 おおむね <u>2 0 人</u> につき 1 人</p> <p>(4) 満 4 歳以上の幼児 おおむね <u>3 0 人</u> につき 1 人</p> <p>3 [略]</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所に置く職員)</p> <p>第 4 7 条 [略]</p>

<p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね<u>15</u>人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の幼児 おおむね<u>25</u>人につき1人</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね<u>20</u>人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の幼児 おおむね<u>30</u>人につき1人</p> <p>3 〔略〕</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月3日提出

宮古市長 山本正徳

理由

家庭的保育事業所等における保育士及び保育従事者の配置基準を見直そうとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

宮古市手数料条例の一部を改正する条例

宮古市手数料条例（平成17年宮古市条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～17 〔略〕			1～17 〔略〕		
18 〔略〕			18 〔略〕		
18の2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	2万7,000円			
18の3 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	2万7,000円			
19～67 〔略〕			19～67 〔略〕		
備考 〔略〕			備考 〔略〕		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

令和6年6月3日提出

宮古市長 山本正徳

理由

既存不適格建築物の制限の適用除外に係る認定申請に対する審査に係る事務の手数料を新たに定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 4 号

宮古市教育振興基本対策審議会条例の一部を改正する条例

宮古市教育振興基本対策審議会条例（平成 1 7 年宮古市条例第 1 8 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第 3 条 審議会は、委員 <u>2 2 人以内</u> をもって組織し、その委員は、 <u>次に掲げる者</u> のうちから必要の都度、教育委員会が任命する。 (1) <u>学識経験者</u> (2) <u>教育関係団体の役職員</u> (3) <u>公募による者</u> 2 [略]	(組織) 第 3 条 審議会は、委員 <u>2 0 人</u> をもって組織し、その委員は、 <u>教育関係団体の役職員、学識経験者</u> のうちから必要の都度、教育委員会が任命する。  2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市教育振興基本対策審議会の委員の定数を廃止し、上限を設定するとともに、委員の選出区分に公募による者を加えようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

消防ポンプ自動車を更新するため

2 取得する財産

種 別	数 量	取得価格
消防ポンプ自動車	1台	26,400,000円

3 取得の方法

買入れ

4 契約の相手方

住所 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割501番地14

名称 互光商事株式会社

代表取締役 玉川 康介

令和6年6月3日提出

宮古市長 山本正徳

理由

消防活動の用に供する消防ポンプ自動車を買入れしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 参考資料

### 消防ポンプ自動車の主な仕様

- 1 形式 消防ポンプ自動車（CD-I型）（キャブオーバー型2列シート）
- 2 駆動方式 4WD（寒冷地仕様）
- 3 乗車定員 6人
- 4 エンジン
  - (1) 種別 ディーゼルエンジン
  - (2) 総排気量 4,000CC
  - (3) 最高出力 74kw以上（100PS）
- 5 寸法
  - (1) 全長 5.74m
  - (2) 全幅 1.90m
  - (3) 全高 2.60m
  - (4) 総重量 7.0t以下
- 6 ポンプ性能 A-2級以上（毎分2t以上の放水能力を有する。）
- 7 真空ポンプ 無給油式
- 8 安全装置
  - (1) ABS
  - (2) LSD
  - (3) 坂道発進補助装置
  - (4) エアバッグ
  - (5) 音声ガイドによる後退、左折警報器
  - (6) 後方監視用カメラモニター
- 9 警告装置等
  - (1) 散光式警光灯
  - (2) LED赤色点滅灯（フロント、側面、リア）
  - (3) 音声合成メッセージ広報付電子サイレン
  - (4) 電動サイレン
- 10 装備等
  - (1) LED灯（計器灯、作業灯、ボックス内灯）
  - (2) LEDサーチライト
  - (3) 自動揚水装置
  - (4) ホースカー
  - (5) 二連梯子手動昇降装置
  - (6) ドライブレコーダー
  - (7) FM・AMラジオ、テレビチューナーを内蔵したバックモニター装備